

監 査 公 表

静岡市監査公表第4号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成29年7月31日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	亀 澤 敏 之
同	中 山 道 晴

記

平成28年度包括外部監査（子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について）

1 浜石野外センターの施設管理及び実務執行 [青少年育成課]

(1) 業務日誌の報告時間について

【指摘事項】

委託事業者からの業務日誌が業務終了前の13時に受領されている。施設は14時まで開所しているにもかかわらず、13時に日報を提出した場合、残り1時間の間に発生したできごとが市で報告されず、把握できないこととなる。日報には当日の施設利用者を報告する項目もあることに加え、その日の運営状況を所管課が把握するための機能もある。そのため、適切な運営状況の報告を徹底する観点から、業務完了後の日報作成を徹底させたうえで受領する必要がある。

【措置の状況】

業務日誌は、宿泊者がいない日にあつては、午前10時から午後2時までの業務時間の内容で作成するもので、午後1時頃には利用者の退出がほぼ完了することから、それまでに一旦日誌を作成、送信し、利用者退出後の施設内の見回り・点検を行うことが慣例化していました。その際、閉所時間までの間に変更や追記すべき点があったときには、電話連絡等により報告を受けることで把握をしていました。

業務完了後の日報作成を徹底させたうえで受領する必要があるとの指摘に対して、平成29年度4月分から、業務日誌に業務の開始時間及び終了時間の記載欄を設けるとともに、業務完了後に作成・報告するよう相手方に指導しました。

(2) 現物資産の備品台帳への登録について

【指摘事項】

実際に使用している市所有の備品については、物品管理マニュアルや実態判断に

基づき備品台帳に登録すべきであるが、浜石野外センターにおいて未登録の備品が散見された。

したがって、今一度使用中の備品が台帳へ網羅的に登録されていることを確認する必要がある。また、このような登録漏れを防止する観点からも、定期的に行われる現物確認を行う際には、登録すべき備品の漏れがないかについて留意すべきである。

【措置の状況】

市所有の備品は備品台帳に登録すべきところ、未登録の備品が散見されたとの指摘に対し、浜石野外センターの備品を改めて点検し、備品台帳との照合を行いました。その作業にあたって、未登録の備品については登録する手続きを行うとともに、日頃のチェックがしやすいよう、備品の写真を掲載した備品管理帳を作成しました。

これにより、日常的な点検とともに、少なくとも年1回以上の定期的な備品の点検を実施していくこととします。

(3) 備品シールの貼付漏れについて

【指摘事項】

浜石野外センターの備品であるテント等に備品シールが貼付されていなかった。物品管理マニュアルでは、現物を特定できるように貼付しにくい備品については他の代替的な方法により備品番号を明確にすべきことが明記されている。

したがって、物品管理マニュアルの考え方に即して備品台帳に登録されている現物を特定できるように管理する必要がある。

なお、他の拠点においては、台帳登録資産の写真に備品シールを貼付したり、備品を収納する棚に備品シールを貼付して管理するなど様々な対応がなされていたため、これらを参考に対応することが必要である。

【措置の状況】

テント等に備品シールが貼付されていなかったという指摘に対し、備品登録に係る点検に際し、シールの貼付状況及び現物に貼付しにくい素材であるかを確認し、必要に応じて貼り直したり、直接油性マジックで番号を明記したりするなどの措置を行いました。また、備品にシールを貼付できなかったものについては、収納棚にシールを貼るなどして保管場所を明示するよう代替的な措置をとりました。

(4) 適切な事業評価の実施について

【指摘事項】

浜石野外センター運営事業に係る事業評価においては、利用者数 3,000 人を指標

とし、それを達成したことをもってA評価としている。しかし、当該目標値は過去の利用者数に比較して低いものであり、今後の施設活用を推進するための目標としては不十分である。

したがって、当該施設運営事業の正確な成果測定をするために、適切な指標を設定したうえで、評価する必要がある。

【措置の状況】

当該施設運営事業の正確な成果測定をするために、適切な指標を設定したうえで、評価する必要があるとの指摘について、まず、平成27年度の目標値の設定は、平成26年度の実績が2,887人で、過去最少の利用人数であったため、地元の関係者の方々との話し合いの場を設け、施設の利用活性化や環境整備への協力依頼や、市事業での活用を検討するなどして、利用者数の回復を図るべく3,000人に設定したものです。

過去の実績を見ますと、昭和50年から平成4年まで年間1万人を超える利用者数がありましたが、徐々に市内外の青少年施設、野外体験施設等に利用者が移っており、施設の現状として、建物の耐震性が低く、その対応方針の決定に取り組んでいる段階にあり、現時点で当時と同レベルの目標値を設定することは適切ではないと考えております。

なお、近年では宿泊を伴う利用だけでなく、日帰りや浜石岳へのハイキングルートの休憩ポイントとしての利用も増えており、総じて利用は徐々に回復してきています。その結果、平成27年度の実績は4,146人、平成28年度の実績は5,334人となり、過去5年間の中で最多で、過去20年間の平均値(5,242人)も上回ってきています。

そこで、平成29年度については、前年度を上回る5,500人を目標に、施設の管理運営に取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、利用状況に鑑みた適正な施設の規模について検討を進め、見直しを図ってまいります。

2 私立こども園・保育所等給付費（施設型給付費） [幼保支援課]

請求書の日付について

【指摘事項】

私立こども園・保育所等給付費（施設型給付費）は各園からの請求により給付される。当該請求書の日付を市で記入することは、相手が同意しているとしても適切な処理であるとはいえず、相手方が日付を記入した請求書を受領する必要がある。また、請求書に日付の記載がない場合であっても、市が受領した日付で受領印を押印し、事務処理がなされた日付を適切に記録する必要がある。

【措置の状況】

平成 29 年度私立こども園・保育所等給付費（施設型給付費）の請求にあたっては、施設が必ず請求書の日付を記入し、市に提出するよう施設あて指導しました。

また、請求書に日付の記載がない場合は、施設に連絡し、日付を記載していただき再提出を求めます。請求日は、請求書の請求者の住所・氏名・金額等と同様に重要な項目の一つであり、支払時期等に影響がでることから、記入のない場合には請求者自身に記入してもらう必要があると考えるためです。

ご指摘のような、請求書に日付の記載がない場合の受領印での対応方法は、その印が単に受付印なのか、正式な請求書としての受領印なのかなど、誤解を招く恐れがあるため、市のルールとして現在採用しておりません。

なお、郵送によって請求書が送付された場合などで、作成日と受領日に時間差が生じる場合には、受領印にてその日付を記録する方法を取っております。

3 私立こども園・保育所等延長保育事業費補助金 [幼保支援課]

(1) 実績報告書の十分な検証の実施について

【指摘事項】

延長保育事業費補助金は、補助対象経費と補助基準額の比較により補助金額が決定されるため、補助対象経費の正確性については十分な確認を行ったうえで適切な補助金支給を行う必要がある。

市は各園に対して延長保育事業に要した人件費の集計を適切に行わせるための体制を早急に構築するとともに、市においても十分な実績報告書内容の検証をする必要がある。

【措置の状況】

延長保育事業費補助金の対象経費は、延長保育事業従事職員の人件費及び給食費等とされており、延長保育事業に要した人件費の集計を適切に行うためには、延長保育に関する個別従事状況を確認する必要があります。

その方法として、各園で日誌による延長保育の従事保育士及び従事時間の記録や、給与の時給換算、共済費の按分などによって人件費を算出させることとしました。しかし、そのためには関係書類を検証し、人件費を適切に報告させる書式を作成する必要があります。また、各園に対して人件費の集計を適切に行わせるため、対象経費の検証方法、報告書類、関連書類等について説明し、理解を得る必要があります。このため、平成 29 年度はこれらの準備作業をすることとし、平成 30 年度から実施をする予定です。

(2) 実績報告書及び関連書類の見直しについて

【指摘事項】

現在、延長保育事業の実績報告書に加えて、当該事業に要した人件費を適切に報告させる書式等の受領は行っていない。報告させる項目の見直しを行い検証可能な実績報告書及び関連書類を提出させるようにする必要がある。

【措置の状況】

延長保育事業の実績報告書に加えて、当該事業に要した人件費を適切に報告させるため、各園で日誌による延長保育の従事保育士及び従事時間の記録や、給与の時給換算、共済費の按分などによって人件費を算出するなど、人件費を適切に報告させる書式を作成することとしました。

しかし、その実施にあたっては、十分な検討のうえ、人件費を適切に報告させる書式を作成することや、各園が適切に報告できるよう検証方法、報告書類、関連書類等について説明し、理解を得る必要があります。このため、平成 29 年度はこれらの準備作業をすることとし、平成 30 年度から実施をする予定です。

4 私立こども園・保育所等一時保育事業費補助金 [幼保支援課]

実績報告書の十分な検証の実施について

【指摘事項】

一時預かり等事業費補助金は、補助対象経費と補助基準額の比較により補助金額が決定されるため、補助対象経費の正確性については十分な確認を行ったうえで適切な補助金支給を行う必要がある。

市は各園に対して一時保育等事業に要した人件費及び保育材料費等の集計を適切に行わせるための体制を早急に構築するとともに、市においても十分に実績報告書内容の検証をする必要がある。

【措置の状況】

平成 27 年度は新制度移行初年度であり、申請や実績報告に係る制度運用や確認作業に不慣れな点がありましたが、平成 28 年度には、一時預かり事業に要した人件費は、給与明細や給与支払証明等で適切に集計し、保育材料費等は購入した内容が一時預かり事業の対象経費として妥当かを判断したうえで、領収書で適切に集計するよう、補助対象経費の確認方法を改善しました。

その結果、補助対象経費と補助基準額を比較し、補助対象経費が補助基準額に満たない場合は、補助対象経費の額で補助金を支給しております。

5 私立こども園・保育所等運営費補助金 [幼保支援課]

(1) 要綱上の補助金支給額の適切な明示について

【指摘事項】

私立こども園・保育所等運営費補助金は保育環境改善や職員処遇改善・資質向上、多様な保育支援のための事業に係る経費の一部を補助するものであるため、補助対象経費に基づく補助金交付額の決定方法及びその上限を明確にすることが求められるが、市の民間保育所等補助金交付要綱ではこれが明示されていない。

したがって、現在の要綱記載を整理のうえ補助金交付額の決定方法を明示する必要がある。

【措置の状況】

平成 29 年度、静岡市民間保育所等運営費補助金交付要綱を見直し、補助金交付額の決定方法として、補助対象経費と補助基準額を比較していずれか少ない額とする旨の記載を加え、当該補助基準金額が上限であることを要綱上明示するよう速やかに要綱改正を行います。

(2) 補助対象施設以外の保育所への補助金交付について

【指摘事項】

私立こども園・保育所等一時保育事業費補助金を補助対象施設以外の保育所への補助金交付することは不適切な処理である。今後は、要綱改正を行った部分について、その改正を反映させるような体制の構築をする必要がある。

【措置の状況】

該当施設が補助対象でなかったことを確認した後、直ちに施設に説明し補助金の返還を求め、平成 29 年 1 月 23 日に施設より補助金が返還されました。

今後は、要綱改正を行った場合は係内に十分周知し、係内のチェック体制を強化することで再発防止に努めます。

(3) 変更承認申請書未作成について

【指摘事項】

静岡市民間保育所等補助金交付要綱第 7 条では、補助事業の変更等については、変更承認申請書を提出することと規定しているため、補助事業に変更がある場合は原則として変更承認申請書を提出させる必要がある。

一方、口頭による了承とする取り扱いは実務上の例外に過ぎず、このような例外はより限定的に適用されるべきである。したがって、補助金額変更の有無にかかわらず、変更承認申請の提出を免除する場合の変更内容及び金額的基準を明確にする

必要がある。

【措置の状況】

認定こども園に移行する施設は、その移行に伴い、職員体制や運営方法等を大きく変更する必要が生じます。そのため、移行準備や移行に係る人件費、各種備品等の購入経費を補助対象経費とする民間保育所等補助金（認定こども園移行支援事業）の申請においては、移行前年度や移行直後に係る必要経費の見込みが立てにくく、当初申請以降、その内容に変更が生じることが見込まれます。内容変更の都度、変更申請を求めると事業者に過度の負担を強いる恐れがあるため、補助の目的に影響のない軽微な変更は従来どおり変更申請を免除とし、免除する場合の基準（変更内容、金額的基準）については今年度申請（7月）までに明確にします。

(4) 補助対象経費の明確化について

【指摘事項】

認定こども園移行支援事業の補助対象経費の具体例が不明確であり、園ごと補助申請に恣意性が介入する余地がある。そのため、補助対象経費を具体的に例示することを検討する必要がある。

【措置の状況】

補助対象経費については、「認定こども園への移行準備及び事務、保育料徴収事務等を行う非常勤職員並びに移行に係る各種備品等を整備するために必要な経費」と定めており、保育料徴収事務等を行う非常勤職員の人件費以外の、移行に係る各種備品等は、各施設で必要なものが異なるため具体例を明確に定めていません。

しかし、各施設に補助を受ける機会を公平に提供するため、これまでに補助対象とした備品などの具体的な事例を、平成29年度より補助申請前の7月頃に対象園へ示してまいります。

6 幼稚園教諭免許・保育士併有促進事業費 [幼保支援課]

適切な事業評価の実施について

【指摘事項】

幼稚園教諭免許・保育士併有促進事業費は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ人材の絶対数の増加を実現するための事業であるため、補助対象人数が見込みに達しない状況にもかかわらず、補助金交付園の目標達成のみをもって総合評価を「A」とすることは適切ではない。

市民の満足度の高い成果重視の行政運営を推進するという事業評価の目的を果すため、補助金交付園ではなく補助対象人数を成果指標とする必要がある。

【措置の状況】

平成 29 年度に事務事業評価の成果指標を見直し、補助金対象園ではなく、補助対象人数（資格取得者）と改めます。

7 利用者負担額算定業務 [幼保支援課]

(1) 市民税データ等の使用許可手続における文書間の不整合について

【指摘事項】

市民税データは非常に重要な情報であり、データの使用に関しては細心の注意を払う必要がある。依頼元部署と依頼先部署間において適切に手続きを行う必要がある。

【措置の状況】

これまでのデータ使用の依頼様式に平成 29 年度から「使用年度・使用期間」の項目を追加するように市民税課と調整し、依頼元及び依頼先部署間における文書の不整合が生じないように対処しました。

平成 29 年度の手続きは、平成 29 年 3 月 9 日に依頼をしました。

(2) 市民税データ利用文書の日付について

【指摘事項】

市民税課に対する依頼文書、市民税課からの使用許可の回答文書は両方とも平成 27 年 4 月 1 日付けで作成されている。しかし、担当者に確認したところ、実際は 4 月 1 日に依頼から回答に至るまでの処理は行われておらず、市民税課から回答文書が提出されたのは 4 月初旬であったとのことである。文書日付を実際の処理日でない日付で行うことは不適切である。4 月 1 日付で処理しなければならない文書である場合は、事前準備を入念に行い、実際の処理を 4 月 1 日付で行い文書発行する必要がある。

【措置の状況】

4 月 1 日から市民税データを使用するため、今後は市民税データの使用許可手続きを事前に行っていくように市民税課と調整をしました。

平成 29 年度の手続きでは、平成 29 年 3 月 9 日に依頼をし、平成 29 年 3 月 24 日に市民税課から許可をいただきました。

8 市立こども園等及び病児・病後児保育運営事業 [こども園課]

(1) 現物資産の備品台帳への登録について

【指摘事項】

小黒こども園及び高部中央こども園で、備品台帳に登録すべき備品の登録漏れが複数あった。台帳への登録がなかった場合、紛失等があったとしてもその事実が発見されないおそれがあるため、今一度使用中の備品が台帳へ網羅的に登録されていることを確認する必要がある。また、このような登録漏れを防止する観点からも、定期的な現物確認の際には、登録すべき備品の漏れがないかについて留意すべきである。

【措置の状況】

備品取得後の備品台帳への登録はこども園課にて行っております。

備品台帳への登録漏れが生じた要因としては、PTAおよび保護者会などから物品の寄贈を受けた際に、こども園課への寄付の届出がされず備品台帳への登録に至らなかったケースがあった可能性が考えられます。ご指摘の登録漏れが判明した備品については、現在取得の経緯等を確認中であり、確認でき次第登録を行います。

ご指摘を踏まえ、寄贈を受けた際の事務手続きについて改めて平成29年6月8日の園長会で各園に周知し、備品台帳への登録漏れ防止に努めてまいります。備品取得後は、備品台帳への登録、備品シールの授受が確実にされているか、連絡便による送付に加え、メール等により連絡することで、こども園課と各園双方で留意していきます。また、毎年8月の管財課における「使用中の物品の検査について」の依頼に合わせ、各園にて複数の職員による確実なチェック体制により、登録すべき備品の漏れがないかについての確認を、今後さらに徹底して実施します。

(2) 備品シールの貼付漏れについて

【指摘事項】

待機児童園で備品シールが貼付されていない備品があった。備品台帳に登録されている備品は、台帳との対応関係が明確となるように備品シールを貼付するなどの方法により現物管理することが必要である。

【措置の状況】

ご指摘の備品シールの貼付漏れが判明した備品については、すべて備品シールの貼付を行いました。

備品購入後、こども園課にて備品シールを作成し各園に配布をしておりますが、こども園課での事務処理上、ある程度まとまってから各園へ送付しているため、一度に貼付する備品シールの量が多いことが貼付を失念した原因と考えられます。

ご指摘を踏まえ、改めて各園に備品シール貼付を徹底するよう周知するとともに、備品シールを少量ずつ配付するよう配付時期の見直しを図ります。また、貼付できない備品については、直接ペンで備品番号を記入するなど工夫し現物管理に努めてまいります。

9 保育教諭資格併有促進事業 [こども園課]

(1) 保育教諭資格併有促進事業の予算策定について

【指摘事項】

保育教諭資格併有促進事業は、予算執行率が 32.0%と低くなっている。これは、年度ごとの資格取得計画人数を設定していなかったことにより、予算策定のための基礎情報が不足していたためである。

資格取得の計画人数を設定したうえで、それにしたがって適正な水準で予算を策定する必要がある。

【措置の状況】

指摘事項の予算の策定については、毎年実施する免許資格保有状況調査において、資格取得及び免許更新予定年度の調査項目を加えることで各年度の資格取得や免許更新予定人数を把握し、この基礎情報に基づき年度ごとの資格取得及び免許更新計画人数を設定した上で策定するように平成 30 年度予算要求より改善します。

(2) 適切な事業評価の実施について

【指摘事項】

保育教諭資格併有促進事業は、事務処理を円滑に実施することができたことを理由に総合評価 A としている。しかし、保育教諭資格併有は経過措置期間終了までに達成することが必要であるため、資格取得の計画人数を設定し、実績人数がどうであったか、といった適切な成果指標を設ける必要がある。

【措置の状況】

指摘事項については、免許資格保有状況調査を基礎とする資格取得及び免許更新の計画人数を設定し、それに対する実績人数での事業評価に平成 29 年度より改めてまいります。

(3) 免許資格保有状況の正確な把握について

【指摘事項】

平成 28 年 7 月に発覚した免許失効者の職務従事は、任用更新の際の免許状の確認不十分と、免許資格保有状況調査における不正確な報告によって引き起こされたも

のである。

このうち、任用時及び任用更新の際の免許状の確認については、園での確認の後、こども園課における再確認を必ず行うようにしており、改善がみられる。

一方、免許資格保有状況調査については、高部中央こども園への訪問時、調査の報告について、職員1人分の記載が漏れていることを発見した。園からの不正確な報告は、免許失効者の職務従事と同様の事態につながりかねないものであり、調査対象時点の在籍職員について正確な報告が必要である。報告内容に関して、園内での作成者以外による確認及びこども園課による確認を、手順を定めて厳格に行うことが必要である。

【措置の状況】

指摘事項については、こども園における免許資格保有状況調査作成の際には、記載漏れや誤りがないか作成者以外の複数による確認を行うことを園長会での説明や調査の実施通知での指示等により、徹底してまいります。

さらに、こども園課では、園からの調査報告の内容についてヒアリングを実施し、幼稚園教諭免許状や保育士証との突合を行うことで、資格保有状況や免許状更新状況を把握し、免許失効等による無資格者が職務従事することのないよう確実な免許資格の管理体制を構築してまいります。

10 母子家庭等自立促進対策事業 [子ども家庭課]

再委託に関する契約書の記載について

【指摘事項】

「静岡県母子家庭等就業・自立支援センター運営事業委託契約書」とその別紙である「個人情報保護に関する取扱い仕様書」の間で再委託に関する取扱いが異なっており、実際の業務との間で齟齬が生じてしまっている。

契約書及び仕様書は契約の相手方との間で業務の実施方法を定める重要な文書であるため、覚書において別紙の内容を変更するなど、早急な対応が必要である。

【措置の状況】

母子家庭等就業・自立支援センター運営業務において専門性が必要な業務については、契約書において再委託を認めており、個人情報の保護に関する取扱仕様書の記載が誤っていました。委託契約書の内容に合わせ、個人情報の保護に関する取扱仕様書第9項「(再)委託等の禁止」に、「ただし、あらかじめ書面による承認を受けた場合は、この限りではない。」とのただし書を平成29年度から追加しました。

11 母子家庭自立支援給付金 [子ども家庭課]

適切な事業評価の実施について

【指摘事項】

母子家庭自立支援給付金の受給資格を適切に審査せずに支給依頼に応じた場合、支給割合は容易に100%を達成できることになってしまう。したがって、支給依頼に対する支給割合の目標達成をもって総合評価を「A」とすることは適切ではない。

市民の満足度の高い成果重視の行政運営を推進するという事業評価の目的を果すため、申込みへの対応割合ではなく支給依頼件数を成果指標とする必要がある。

【措置の状況】

母子自立支援給付金は母子家庭の母及び父子家庭の父の就業・自立のため、資格取得の支援が必要な対象者に対して適正な支援を行うことが重要であり、支給依頼件数を成果指標とすることは制度の趣旨に沿わないことから、成果指標は給付金事務の適正な実施とし完全実施を目標値に設定するとともに、実績値に支給依頼件数を併記することとしました。

12 母子家庭等日常生活支援事業 [子ども家庭課]

適切な事業評価の実施について

【指摘事項】

市は、平成27年度の事業評価における母子家庭等日常生活支援事業の成果指標を申込みへの対応割合としているが、当事業に対する市民の満足度が低い場合には申込件数が少なくなり、結果として申込みへの対応割合100%を容易に達成できることになってしまう。したがって、申込みへの対応割合の目標達成のみをもって総合評価を「A」とすることは適切ではない。

市民の満足度の高い成果重視の行政運営を推進するという事業評価の目的を果すため、申込みへの対応割合だけではなく母集団となる申込件数も成果指標とする必要がある。

【措置の状況】

母子家庭等日常生活支援事業は、ひとり親家庭が一時的に介護・保育等が必要なときに、支援員を派遣することでひとり親家庭の生活援助や家事援助を行っており、相談窓口において相談者への支援のひとつとして適正に実施することが重要であり、申込件数を成果指標とすることは制度の趣旨に沿わないことから、支援員派遣の適正な実施を指標として完全実施を目標値に設定するとともに、実績値に申込件数を併記することとしました。

13 ひとり親家庭生活支援事業 [子ども家庭課]

適切な事業評価の実施について

【指摘事項】

ひとり親家庭生活支援事業についても申込みへの対応割合の目標達成のみをもって総合評価を「A」とすることは適切ではなく、市民の満足度の高い成果重視の行政運営を推進するという事業評価の目的を果すため、申込みへの対応割合だけではなく母集団となる申込件数も成果指標とする必要がある。

【措置の状況】

ひとり親家庭生活支援事業は、ひとり親家庭の子どもにホームフレンドを派遣することで子どもの心の支えとなるとともに、生活面の指導を行っており、相談窓口において相談者への支援のひとつとして適正に実施することが重要であり、申込件数を成果指標とすることは制度の趣旨に沿わないことから、ホームフレンド派遣の適正な実施を指標として完全実施を目標値に設定するとともに、実績値に申込件数を併記することとしました。

14 子育て短期支援事業 [子ども家庭課]

適切な事業評価の実施について

【指摘事項】

現状、申込みに対する施設の受入可能人数は明らかに余裕があり、申込みへの対応割合が100%を大きく下回ることは考えられないため、成果指標を達成することは極めて容易である。したがって、申込みへの対応割合の目標達成をもって総合評価を「A」とすることは不適切である。

市民の満足度の高い成果重視の行政運営を推進するという事業評価の目的を果すため、申込みへの対応割合ではなく利用者の満足度や緊急の申込みに対する対応の迅速性を成果指標とする必要がある。

【措置の状況】

子育て短期支援事業は、保護者の疾病、育児疲れ等で養育できない児童や経済的理由で一時保護する必要がある母子が短期間に入所するもので、緊急な利用申請に適正に対応することが重要であり、利用者の満足度などの数値目標は制度の趣旨に沿わないことから、迅速性を含めて申込みへの適正な対応を指標として完全実施を目標値に設定するとともに、実績値に延べ利用人数を併記することとしました。

15 子育て支援ヘルパー派遣事業 [子ども家庭課]

適切な事業評価の実施について

【指摘事項】

仮に当事業に対する市民の満足度が低い場合には申込件数が少なくなり、結果として申込みへの対応割合 100%を容易に達成できることになってしまう。したがって、申込みへの対応割合の目標達成をもって総合評価を「A」とすることは適切ではない。

市民の満足度の高い成果重視の行政運営を推進するという事業評価の目的を果すため、申込みへの対応割合ではなく申込件数や利用者の満足度を成果指標とすべきである。

【措置の状況】

子育て支援ヘルパー派遣事業は、家事や育児を行うことが困難な家庭を支援する事業で、対象者に対して適正な支援を行うことが重要であり、数値目標は制度の趣旨に沿わないことから、申込みへの適切な対応を指標として完全実施を目標値に設定するとともに、実績値に延べ利用回数を併記することとしました。

16 子どもの貧困対策学習支援事業 [子ども家庭課]

(1) 業務実績（完了）報告書の支出額の記載について

【指摘事項】

子どもの貧困対策学習支援事業の仕様書に支出額等を記載した業務実績（完了）報告書を提出することが定められているため、これに沿って市は具体的な収支の確認まで行うべきである。

また、当事業は公募型プロポーザル方式による随意契約にもかかわらず、市は積算に係る参考見積を徴取せず他都市の実績を参考に積算金額を算出している。市内の事業者には実績がなく参考見積の徴取が困難であるという事情は斟酌できるものの、その場合には当年度の参考見積と支出実績との比較を行い次年度の積算金額算定の基礎とすべきであり、安易に仕様書の記載を見直し、次年度以降は収支の確認を行わないと定めることは適切ではない。

市は受託者と協議し費目別の収支報告書の提出を求め、収支の確認を行う必要がある。

【措置の状況】

受託者と協議し、費目別の支出額等を記載した業務実績（完了）報告書の提出を求め、平成 28 年度分の収支確認をするとともに次年度の積算金額算定の基礎とします。

(2) 適切な事業評価の実施について

【指摘事項】

市は平成 27 年度の事業評価における子どもの貧困対策学習支援事業の成果指標を登録者数としている。登録した児童が必ず学習支援教室や生活支援教室へ出席しているわけではないことから、事業の成果を適切に示す指標は登録者数ではなく各教室への出席者数であると考えられる。したがって、登録者数の目標達成をもって総合評価を「A」とすることは適切ではない。

市民の満足度の高い成果重視の行政運営を推進するという事業評価の目的を果すため、(子どもの)登録者数ではなく各教室への出席者数を成果指標とする必要がある。

【措置の状況】

(子どもの)登録者数ではなく、前年度実績を基準として定員増を考慮した延べ利用者(出席者数)を平成 28 年度分から成果指標としました。

17 子どもの貧困対策就労支援事業 [子ども家庭課]

(1) 前金払いとする理由の記載について

【指摘事項】

子どもの貧困対策就労支援事業の委託料は前金払いの方法により委託先に支払っているにもかかわらず、委託契約の事業決裁に前金払いとする理由が記載されていなかった。

前金払いは例外的な支払方法であることから、市は前金払いとする理由を十分に検討する必要があり、事業決裁にその理由を記載する必要がある。

【措置の状況】

子どもの貧困対策就労支援事業の委託料については、受託者と協議し、平成 29 年度契約締結時から委託料の支払いを前金払いから通常払いに変更しました。

(2) 適切な事業評価の実施について

【指摘事項】

市は平成 27 年度の事業評価における子どもの貧困対策就労支援事業の成果指標を相談者への対応割合としている。当事業に対する市民の満足度が低い場合には相談件数が少なくなり、結果として相談者への対応割合 100%を容易に達成できることになってしまう。したがって、相談者への対応割合をもって総合評価を「A」とすることは適切ではない。

市民の満足度の高い成果重視の行政運営を推進するという事業評価の目的を果す

ため、相談者への対応割合ではなく事業の稼働状況を把握できる相談件数や、より具体的に効果を測定できる就職率等の適切な成果指標を設定する必要がある。

【措置の状況】

子どもの貧困対策就労支援事業は、ひとり親への就労相談を中心に相談者に寄り添った相談支援を行っており、対象者に対して適正な相談支援を行うことが重要であり、数値目標は制度の趣旨に沿わないことから、就労支援専門員による相談業務の適正な実施を指標として完全実施を目標値に設定するとともに、実績値に相談件数を併記することとしました。

18 児童手当 [子ども家庭課]

(1) 過年度過払金の不納欠損処理について

【指摘事項】

児童手当の過払金は公債権であるため、時効期間は5年と考えられる。時効期間を迎えた債権については、債権を整理し適時適切に不納欠損処理を行うべきであるため、市は早急に平成23年度以前の児童手当過払金に係る債権の調査、確認、整理を行い、債権管理簿を整備して、時効期間を把握する必要がある。

【措置の状況】

平成23年度以前の児童手当過払金に係る債権の調査を7月から実施し、債権管理簿を整備します。また、債権管理簿で時効期間を正確に把握し、時効期間を把握した債権については平成29年度中に適切な不納欠損処理を実施します。

(2) 過払金の回収事務について

【指摘事項】

市の債権管理マニュアルには必ずしも電話や訪問を行わなければならないという規定は置かれていないが、文書による一方的な督促よりも電話や訪問による相対の督促は効果が高いと考えられる。債権金額との費用対効果を勘案する必要はあるものの、原則的にはすべての滞納者に対して直接的な折衝を試みるべきである。

制度の公平性の観点から、受給資格のない保護者に支給された児童手当等の過払金は可能な限り回収に努めるべきである。電話や訪問による督促についても実施手順を定め、より効果的な方法で債権の回収に努める必要がある。

【措置の状況】

過払金の回収に繋がるよう11月を滞納整理強化期間として対象者に電話による催告を行うこととし、必要に応じて訪問による催告も行うよう手順を定めました。

(3) 児童手当の過払金に係る延滞金について

【指摘事項】

一般的に、児童手当の過払は受給者の知識不足（保護者が公務員として採用された場合に必要となる届出の提出が遅れてしまったことなど）に起因するものが多いため、市が定めた延滞金徴収の例外に該当するケースは多いと考えられる。

しかしながら、公平性の観点から延滞金の徴収に係る判断を担当者間での口頭の引き継ぎ事項とすることは適切ではない。個々の債権ごとに過払金に係る延滞金を徴収しないとした判断理由を明文化する必要がある。

【措置の状況】

静岡市税外収入金に係る督促に関する条例の規定に基づく延滞金の徴収の例外に該当するケースについては、過払金に係る延滞金を徴収しないとした判断理由を文書化し、その旨を決裁文書に明記するよう改めました。

19 児童扶養手当 [子ども家庭課]

(1) 過年度過払金の債権管理簿の整備について

【指摘事項】

児童扶養手当の過払金は公債権であるため、時効期間は5年と考えられる。平成24年度以前に発生した過払金のなかには平成29年度中に時効期間を迎える債権が含まれる可能性があるため、市は早急に過年度の児童手当過払金に係る債権の調査、確認、整理を行い、債権管理簿を整備し、時効期間を把握する必要がある。

時効期間を迎えた債権については、債権を整理し適時適切に不納欠損処理を行うべきである。

【措置の状況】

児童扶養手当過払金に係る債権の調査を7月より実施し債権管理簿を整備します。また、債権管理簿で時効期間を正確に把握し、時効期間を把握した債権については平成29年度中に適切な不能欠損処理を実施します。

(2) 過払金の回収事務について

【指摘事項】

児童扶養手当制度の公平性の観点から、受給資格のない保護者に支給された児童扶養手当の過払金は可能な限り回収に努めるべき債権である。電話や訪問による督促についても実施手順を定め、より効果的な方法で債権の回収に努める必要がある。

【措置の状況】

過払金の回収に繋がるよう11月を滞納整理強化期間として対象者に電話による催告を行うこととし、必要に応じて訪問による催告も行うよう手順を定めました。

(3) 児童扶養手当の過払金に係る延滞金について

【指摘事項】

対象となる児童が形式的に定められ、一律に支給される児童手当とは異なり、児童扶養手当の支給は個別に判断が必要となるケースもある。

市は一律にやむを得ない理由（静岡市税外収入金に係る督促等に関する条例第3条第2項第3号）による延滞金の免除事由に該当するとして延滞金を徴収していないが、延滞金の徴収に係る判断は個別のケースごとに行い、やむを得ない理由に該当するかどうかを慎重に検討すべきである。

やむを得ない理由に該当するとして延滞金を徴収しない場合においても、判断理由を担当者間での口頭の引き継ぎ事項とすることは適切ではないため、個々の債権ごとに過払金に係る延滞金を徴収しないとした判断理由を明文化することが必要である。

【措置の状況】

静岡市税外収入金に係る督促に関する条例の規定に基づく延滞金の徴収の例外に該当するケースについては、過払金に係る延滞金を徴収しないとした判断理由を文書化し、その旨を決裁文書に明記するよう改めました。

20 母子父子寡婦福祉資金貸付金 [子ども家庭課]

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の回収事務の強化について

【指摘事項】

市の「債権管理マニュアル」や「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金実施要領」では訪問による督促についての定めはないが、郵送での督促は一方通行となりがちであり、債務者の個別の事情を把握することができない。貸付金の滞納額は極めて多額であることから収納率の向上は急務であり、実施要領を見直し電話督促や戸別訪問を積極的に実施すべきである。

また、市は強制執行等の法的措置を実施していないが、「債権管理マニュアル」に基づき、悪質な滞納者に対しては強制執行等の法的措置を実施すべきである。法的措置をとる際には、まず債務者と接触する必要があるため、電話や戸別訪問による債務の督促について適時適切に実施する必要がある。

【措置の状況】

これまでは、滞納通知を送付し償還計画書の提出を求めるとともに電話による催告を12月に行っていましたが、滞納整理強化期間として10月にも実施することとしました。これらの手順については10月までに実施要領に定めることとします。また、平成29年度から債権の一部について回収業務を専門業者に委託することで督促の強化を図るため、委託業務で回収できない場合の対応は、法的措置を含め委託業務の状況を踏まえて判断します。

(2) 連帯保証人への請求について

【指摘事項】

母子父子寡婦福祉資金の貸付金の回収において、市は連帯保証人を立てているケースが少ないことを理由として連帯保証人への催告を実施していないが、連帯保証人が少ないことと、督促を行わないこととは無関係である。

市の実施要領では、滞納債権に対するすべての連帯保証人に対し一律に督促の実施を求めているわけではなく、督促、催告を経て、償還計画書の提出等がない者に対し連帯保証人への催告を実施するよう求めている。市は、債務者に対し償還計画書を提出するよう指導し、十分に債務者の財務状況を斟酌する必要があるが、そのうえで償還計画書の提出等がなく悪質な滞納者に対しては期限内に貸付金を償還している債務者との公平を図るためにも、実施要領に従って、連帯保証人への催告を実施する必要がある。

【措置の状況】

滞納通知を送付して償還計画書の提出がない債務者については、連帯保証人への催告も行うこととし、平成29年度から債権回収業務を専門業者に委託する中においても、連帯保証人への催告を行っていきます。

(3) 支払猶予制度の利用について

【指摘事項】

母子父子寡婦福祉資金貸付金には支払猶予の制度があるが、周知されておらず、平成22年度から平成26年度には申請者がいない。平成27年度には2人の申請者がいるものの、貸付件数や貸付金額の規模、滞納状況などを考慮すると明らかに少ない状況である。

滞納者のうち申請可能な借受者が支払猶予を申請しておらず、本来発生すべきでない違約金が発生している可能性がある。滞納者の個別の事情を勘案し、支払猶予の申請の可否を検討したうえで、必要に応じて当該制度の存在を周知する必要がある。

【措置の状況】

電話催告や納付相談の機会を捉えて支払猶予制度の周知を図るとともに、平成 29 年度から債権回収業務を専門業者に委託することから、委託業務において把握した償還金の未納者の状況が支払猶予の事由に該当する可能性がある場合にも支払猶予制度を周知していきます。

(4) 収入未済額の不納欠損処理について

【指摘事項】

母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞留期間が 10 年超かつ債務者の行方不明により催告を行っていない債権は、実質的に回収不能な債権であると考えられるため、不納欠損処理が必要である。そのため、例えば、時効期間が経過した一定の金額以下の債権については、「静岡市債権の管理に関する条例」第 7 条第 5 号に基づく不納欠損処理をすることなどを検討する必要がある。

一方で、一定の金額を超える債権については債務者が行方不明となっている場合でも追加の調査等を適切に実施し、債権の金額に応じた効率的、効果的な債権管理に努める必要がある。

【措置の状況】

3 年以上の長期未納者については平成 29 年度から債権の回収を専門業者に委託することで、未納者の状況を個別に把握します。時効の援用が可能な 10 年以上の債権は、委託業務で得られた情報を参考にして市が回収不能と判断した場合には、適切な不納欠損処理を行っていきます。また手順については、10 月までに実施要領に定めることとします。